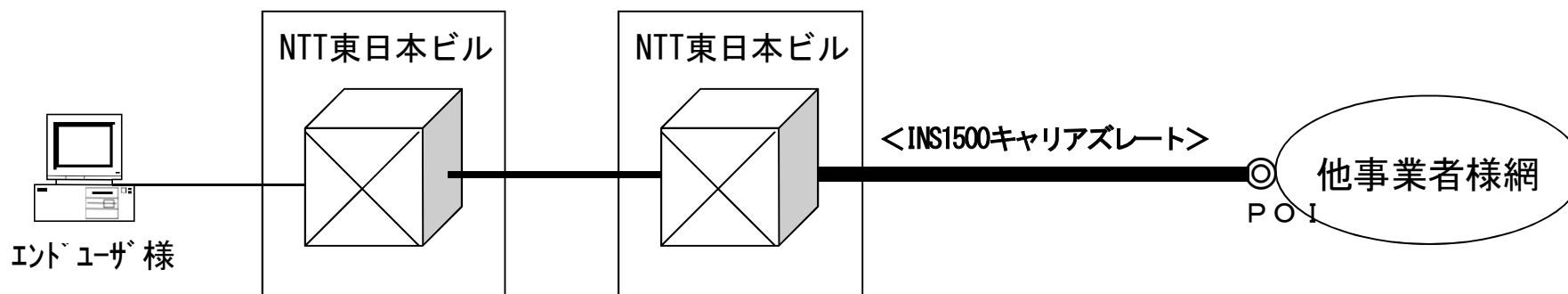


INSネット1500回線の「事業者向け割引料金」
(キャリアズレート)の概要等について

令和7年4月
NTT東日本

1. 概要

< 概要図 >



< 主な提供条件 >

項目	提供条件
対象サービス	23B+Dの着信専用回線 (「24Bとの共用契約者回線である23B+D」及び「INS1500キャリアズレート適用対象外・未適用回線と代表取扱をしている23B+D」は対象外)
申込形態	回線申込時等の「調整業務(工事日調整等)」のありなしを他事業者様単位に選択(回線単位不可)
契約形態	相互接続協定締結後、回線単位に契約(回線名義は他事業者様名義)
利用形態	エンドユーザ様に電気通信役務を提供している事業用回線 (他事業者様自身が利用するいわゆる自家利用回線は対象外)
臨時回線	対象外
譲渡・休止等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡はINS1500キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可(一般のINSネット1500へ変更後の譲渡は可)
遡及精算等	遡及精算・タイムラグ精算は対象外
その他	上記以外は、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する条件を準用

< 適用料金 > () : 割引率

料金 = {総合デジタル通信サービス契約約款の回線使用料(基本料) × (1 - 総合デジタル通信端末回線伝送機能割引率)}	
「調整業務なし」の場合	(35.6%)
「調整業務あり」の場合	(24.8%)

2. ご提供にあたって

○ ご提供先等

◆以下の条件に合致する電気通信事業者様に提供します。

- ・電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に届け出た直近の契約約款を弊社に提出願います。
- ・その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。
 - (1) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること。
 - (2) 電気通信番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること。
 - (3) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）の確認を受けていること。（社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施）

○ ご利用開始までの手続き等

◆ご利用開始までに「事前調査申込」、「接続申込」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。

※ 詳細は別添資料「INSネット1500キャリアズレート申込フロー」を参照のうえ、お申し込み願います。

◆「調整業務なし」を選択された他事業者様につきましては、①回線を設置する弊社支店毎に他事業者様が回線申込書を提出すること②工事日調整は実施しないこと（希望日と可能日が相違している場合）③故障対応は113対応とさせていただきます。

※ 「調整業務あり」を選択された場合は、上記①～③について、現在弊社アカウントマネージャ等が実施している内容と同一内容を実施させていただきます。ただし、調整業務ありなしの選択にかかわらず、キャリアズレートのご提供にあたっては、弊社アカウントマネージャ等のコンサルティング・訪問・提案・見積り等

2/3
(申込書代書含む) は実施しないこととさせていただきます。

3. お問い合わせ・申込等の窓口

区分		窓口	連絡先
現在、相互接続協定を締結している他事業者様 (ダークファイバのみの相互接続協定締結事業者を除く)		他事業者様との相互接続協定を担 当させていただいた弊社相互接続推進部接続営業部門の各営業担当	他事業者様との相互接続協定を担 当させていただいた弊社相互接続推進部接続営業部門の各営業担当
新規に相互接続される他事業者様	移動体通信事業者様	相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4452
	長距離・地域系事業者様	相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4454
	外資系・国際系・CATV事業者様		
	上記以外の事業者様		
一般的なご質問		相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4454